

税務相談

税理士 吉田 博一 先生

相続時精算課税制度

今回は相続時精算課税制度のうち、特定同族株式等に係る贈与税の課税の特例について説明します。この制度は、早期の計画的な事業承継を促進する目的で今年度、創設されました。

相続時精算課税制度の適用を選択した者については、2,500万円の特別控除が設けられ、特別控除額を超えて贈与を行った場合にも一律20%の低率で贈与税が課税されます。

この相続時精算課税制度による贈与が、特定同族株式等であるときには、その特定同族株式等については、2,500万円の特別控除額の他に500万円の特別控除額を控除することができます。

尚、特定同族株式等とは、議決権の制限がなく、上場株式や店頭売買有価証券ではないものをいいます。

適用要件

この特例の適用を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

適用手続き

① 贈与期間の要件

平成19年1月1日から平成20年12月31までの贈与であること。

② 同族会社の要件

法人の代表者が1名であること。

発行済株式等の相続税評価額による総額が20億円未満であること。

③ 受贈者の要件

20歳以上である子であること。

その年12月31において法人の役員等の地位を有していること。

④ 贈与者の要件

60歳以上の親であること。法人の代表者であること。

法人の発行済株式等の総数及び議決権の50%超を有すること。

⑤ 特定同族株式等の価額の要件

特定同族株式等の価額の合計額が500万円以上であること。

⑥ 4年経過時点での要件

受贈者が法人の代表者となっていること。

受贈者が法人の発行済株式等の総数及び議決権の50%超を有していること。

一定の要件を満たしていることの確認書を所轄税務署長に提出すること。

この特例の適用を受けるためには、相続時精算課税選択届出書、法人の定款の写し、登記事項証明書など一定の書類を添付して、贈与税の申告をしなければなりません。

適用にあたっての留意事項

この特例の適用を受けた場合には、贈与者である親の相続税の課税価格の計算において、小規模宅地等の特例及び特定事業資産の特例の適用を受けることができません。

また、この特例選択後4年が経過した時点で一定の要件を満たさなければならないなど、適用要件が厳しいこともあり、この制度を活用するには、慎重な検討が必要となります。